

裁 決 書

審査請求人

奈良市〇〇〇

〇 〇 〇 〇

処分庁

奈良市二条大路南一丁目 1－1

奈良市

上記代表者 奈良市長 仲 川 元 庸

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成〇年〇月〇日付けでした審査請求について、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

平成〇年〇月〇日に奈良市長（以下、「処分庁」という。）が請求人に対し行った国民健康保険料決定処分（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

請求人は国民健康保険制度上の帰属関係になく、単に住民基本台帳の世帯主であることをもって、不利益処分を受けたものである。処分の根拠法令は、憲法第 13 条（個人の尊重）及び同法第 29 条（財産権の保障）の規定に違反しており、違憲無効の処分である。

第 2 判断

当審査会は、国民健康保険法（昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号）第 91 条に規定するとおり、市町村又は国民健康保険組合が行った処分についての審査請求を受け、個別の当該処分の適法性、妥当性を判断する機関である。

ところが、前記第 1 の 2 の審査請求の理由は、請求人が国民健康保険の被保険者でないにもかかわらず、世帯主であることをもって、同一世帯内の国民健康保険の被保険者に係る保険料を納付する義務を課されたことを不服とするもので、現行の国民健康保険制度そのものの合憲性の判断を求めており、個別の処分に対する違法性、不当性の判断を求めるものとは認められない。

したがって、本件審査請求は、当審査会の権限外の事項であって、審理する

ことができないものであり、不適法であるので、主文のとおり裁決する。

平成26年7月30日

審査庁 奈良県国民健康保険審査会
会長 石 黒 良 彦

この裁決の取消しの訴えは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。）、提起することができます。（なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）

ただし、同法第10条第2項の規定により、この裁決の取消しの訴えにおいては、原処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。